

## 郵政民営化委員会（第38回）議事録

日時：平成20年3月14日（金） 10：00 ～ 11：45

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

○田中委員長 それでは、これより郵政民営化委員会第38回会合を開催いたします。

定足数は満たしております。

それでは、お手元の議事次第に沿いまして議事を進行いたします。

議題1は、郵便事業株式会社の国際物流業務に係る準備状況についてであります。

本日は、日本郵政株式会社から米澤専務執行役、郵便事業株式会社から中城取締役副社長、青木国際事業本部長にお越しいただいております。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○中城取締役副社長 お手元の資料1、郵便事業株式会社の国際物流展開ということでご説明したいと思います。先日、2月27日に山九株式会社と国際物流に関する共同出資会社の設立を公表させていただきましたが、本日はその背景となります、新たな国際物流展開の考え方を説明させていただきます。本件に関します新規業務の認可申請につきましては、現在その内容について総務省と調整中でありますので、本日はその事前説明ということで、基本的な考え方をご説明したいと思います。

2枚めくっていただいて、3ページ目でございます。国際物流展開の背景ということでございますが、上に、今、国際物流をどうしてやるかということが書いてございます。ユニバーサルサービス維持を使命とする郵便事業の発展とバランスのとれた経営基盤を確立するために、新たな収益源の確保が必要だということ。それから、物流事業への展開を進める中、今後増大していく国際物流にも対応していくことが重要だということ。それから、既に諸外国の郵便事業体は、国際郵便以外に、貨物分野での国際物流も展開しているということでございます。もちろんこれ以外に、平成16年9月の最初の郵政民営化の基本方針の中でも、国際物流をやるということが、郵便事業会社の任務として閣議決定されているということもございます。

その中で国際航空貨物をやる理由を下の四角の枠の中に書いてございます。交通貨物輸送品については、輸送スピードを求められる、比較的小型のものということで、郵便事業株式会社のネットワークで取り扱いやすいものが多い。それから、航空貨物輸送というのは、地方公共

団体の経済成長に伴って、特に中国・アジア地域で増大している。それから、グローバル化が進む中で、そうした貿易手続に不慣れな中小企業とか町工場とか地方のお客様、こういったものについて国際宅配サービスを身近に提供していく。

こうすることで、真ん中にありますように、郵便事業会社としては国内ネットワークとのシナジーが期待できるような国際航空貨物運送事業網を中心とした、国際物流展開を行うということを考えているということでございます。

1 ページめくっていただきまして、今後の国際物流展開の概要としまして、どういう業務をやろうとしているかということが書いてございます。

まず、1 番目に書いてありますのが、一般航空貨物輸送、いわゆる国際航空フォワーディング業務ということで、これは法人荷主からの大口発送品が主でございますけれども、こういったものについてのフォワーディング、特に航空についてのフォワーディングをやっていく。

2 番目が、国際小口貨物運送（国際宅配業務）ということで、法人荷主からの小口発送品というもの、原則として30kg以内でございますが、こういったものを集荷から配達まで、door to doorでサービスをしていこうというものでございます。

3 番目は、国際複合一貫輸送ということで、法人荷主からの発送品、これは海上・陸上運送を組み合わせで一貫的な輸送をやっていく。

4 番目には、ロジスティックスということで、法人荷主の委託を受けて、お客様のニーズに応じた、国際物流に関わる業務を一体的に行う業務。

こういったものについて、新しい共同出資会社、そして、私ども郵便事業会社としても取り組むことが必要だと考えているところでございます。

1 ページめくっていただきまして、共同出資会社による展開の形を示したものでございます。先日、基本合意いたしました日本郵便と山九株式会社の関係でございますが、日本郵便株式会社とパートナー企業であります山九株式会社双方が出資して共同出資会社をつくりまして、そこで、今申し上げました一般航空貨物運送、それから、国際小口貨物運送、国際複合一貫輸送、ロジスティックス、こういったものを取り扱いまして、集荷から配達まで管理するという。それから、お客様の貨物通関を申告納税方式でやっていこうということでございます。郵便事業会社のやることは、条約に基づく国際郵便という形で、そこは区別されているということでございます。

2 枚めくっていただきまして、背景となる参考資料ということで、まず市場分析でございます。日本発着の国際輸送における海運と航空の比較でございますけれども、重量では、ご承知

のように航空が0.3%でございますが、輸送金額では28.6%、37兆円ぐらいのシェアを占めているということでございます。

次のページでございますが、市場分析ということで、航空輸送はどのぐらいのマーケットかということでございます。最近、アジア向けが伸びておりまして、上に書いてありますように、金額ベースで6,400億ぐらいの国際輸送ということでございます。

次のページをめくっていただきまして、航空フォワーダーというのはどういうマーケットかということが書いてあります。日本通運、近鉄エクスプレス、郵船航空で半分を若干下回るぐらいのシェアを占めております。私どもが今度共同出資を決めました山九は22位で、マーケットシェアは0.7%ございまして、日本発の航空混載貨物全体ではそのぐらいのシェアを占めている相手であるということでございます。

次のページで日本発の国際宅配便市場の成長率を見ております。バブル景気のときはかなり伸びておりますが、その後は大体横ばいになっております。9.11のテロのときに少し下がっておりますが、その後、物品、書類ともに日本発の宅配便の取扱実績が伸びてきているという姿が見てとれます。

その次は、我々が今度やる共同出資会社はどのような顧客を狙っているのかということでございます。大口のものというよりは、むしろ中企業、小企業といった、都市部の中小企業、あるいは、地場産業といった、必ずしもノウハウが十分でないようなところに新規事業があるのではないかとということで、こういうところをターゲットとしていこうと考えております。

その次のページがターゲットエリアということで、方面別の国際航空貨物輸送実績を見ますと、アジアあてが55%、その中でも中国あてが18%ということで、中国を中心としたアジアがターゲットになっているということでございます。

その次のページに2月27日の共同会見の時の合意の内容を書いております。出資比率は、日本郵便60%、山九40%ということで、国際航空貨物に係る貨物利用運送事業をやろうと考えております。

その次のページに山九という会社はどのような会社かということを書いております。資本金は264億で、9,110名、物流事業、それから、プラント事業もかなりやっていると。売上高は4,000億を超えるというところでございます。

その次のページには、山九の海外のネットワーク、山九はアジアに拠点多いということを示しております。

その次のページが、山九の中国あての強さを見たものでございます。日本発の航空貨物で、

中国あてはどのくらいかということを見ますと、全体では、先程言いましたように22位でございますけれども、中国向けでは9位、シェアでは2.9%ということでございます。もちろん、近鉄とか日本通運、郵船が主要なシェアを持っているという点では変わりありませんが、中国向けには山九は強いということを示しているものでございます。

その次のページは、子会社の事業内容で、やや詳しく書いております。総務省に認可を申請する事業としては、第二種貨物利用運送事業ということで、いわゆる複合輸送による一貫輸送を考えると。それから、それ以外にも貨物自動車運送事業とか通関業、倉庫業、こういったものを認可申請することを考えているということでございます。

概要の説明は以上でございます。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、質問あるいはコメントがございましたら、お願いいたします。

○野村委員 貨物の輸送中のトレーサビリティの話ですけれども、従来から国内の郵便事業体における貨物輸送についてはその部分がややウィークポイントだと私自身は認識していたわけですが、国際物流となりますと、何らかの形で、今、物がどこにあって、どうなっているのかということを総合管理できないと、そもそもロジスティックはできないと思うんですが、このあたりは共同事業会社になった時には問題は解決するという理解でよろしいのでしょうか。

○中城取締役副社長 郵便につきましても、EMSと言われる国際スピード郵便につきましてもトレーサビリティはかなりできるようになっているんですけれども、一般の郵便物はそこまでいっていません。もちろん、今度のこの貨物輸送につきましては、お客様の荷物ということなので、EMS以上のトレーサビリティはやっていくということになります。

○野村委員 複合運送、一貫運送ということになりますと、最後のワンマイルの部分は国内の輸送機関、従来のものをお使いになられると思うんですけれども、その部分は全体的にdoor to doorのところまで全部トレーサビリティができるというイメージでよろしいんですか。

○中城取締役副社長 そうですね、そういうことでございます。基本的には、国内のところは郵便事業と一緒にやっていくということですので、ラストワンマイルみたいなところは国内が非常に強いというのが私どものメリットだと思っております。

○野村委員 国内便の場合は、今のところ大丈夫なんですか。

○青木国際事業本部長 この山九という会社の航空部門が切り出されてきます。この会社は既にそういうシステムを持ってまして、私どもは山九の本体から借りる形になりますけれども、

それはdoor to doorのトレーサビリティがしっかりできております。特に航空に関しましては、トレーサビリティが命でございますので、これを基本に今できているものをそのまま使わせていただくことになります。

○野村委員 分かりました。

○飯泉委員 そもそも論として、今までは郵便として国際郵便をやっていたわけで、そのノウハウが十分にあると。それから、山九さんは、今お話のように特に航空貨物、そして、中国向けが強いという話があるんですが、そうした中で両者が手を結ぶという意味での新しい事業ですよ。お互いノウハウはあるわけですが、一番の強みの点と。それから、もう1点は、必ず聞いておかなければいけないのは、国際条約に基づいていろいろやっている、例えばそちらへの影響ですね。かなり余剰を持ってやるのかどうかとか、必ずそれはあると思うんですけども、それも今回共同の出資会社をつくることによってよりメリットがあるのかないか。その2点、教えていただけますか。

○中城取締役副社長 基本的には、山九の強さと私どものネットワークということで、双方のメリットを活かしてやるということだと思います。国際郵便のところは、ユニバーサルサービスということで条約に基づいてやる場所がありますので、そこはそれできちんとやらないといけないということでもありますけれども、これから伸びていくのは中国向けの物流ということですので、そういうところをきちんとやっていくということだと思います。

○青木国際事業本部長 4ページに4つの事業を書いています、ここですべて頭出しに「法人荷主から」という言葉を使わせていただいています。これがまさにキーでございます、郵便というのは個人の皆様の便宜性というものをやっております。今回できる会社はあくまでも法人という、貿易あるいはビジネスに関する貨物を扱わせていただきます。

私どもの郵便の中でEMSという処理がございますが、このすみ分けが今まで割と不明確だったと。EMSというのはあくまでも国際郵便でございますが、これをはっきりと郵便本体でやることを、今回のJVという会社をつくることによって、明らかにされるという形になります。一つの総合的なメリットは、山九さんが今やっている小口貨物が既にごございます。これはもう法人のはやっているんですけども、先程申し上げた地方のお客様とか中小企業のお客様へつなげるための商品ということでやっております、それを我々JPのネットワークの中でより広げていくという意味のメリットがございます。

○飯泉委員 つまり、山九としてはあまり得手でなかったという地方の部分を、JPとしてのネットワークで相互乗り入れでやっというところと、そこを伸ばしていこうということと、共同出

資会社をつくることによって従来の国際条約に基づく郵便に対しては影響はないという形にしていくんだと、こういう整理でよろしいんですね。

○富山委員 2点かな。ひょっとしたら聞き落としたのかもしれませんが、基本的な話で。共同出資会社をつくった時に、元々山九さんの方である程度国際業務はやっておられるわけですよ。これはこちらに業務移管をされることになるんですか。

○中城取締役副社長 航空業務のところだけを切り出して、まず会社として移管して、そこにうちが進出するという形でございます。

○富山委員 出資は、向こう側からは現物出資的なものも出てきちゃうんですか。

○中城取締役副社長 そうですね。それもこれから決めることでございます。

○富山委員 それから、元々国際物流というのは、TNTの提携の話が白紙になっちゃったところから、巻き直しになっているんだと思うんですが、中長期的にはインテグレーターになっていこうという議論が背景にあるんだと思うんですね。その辺の大戦略的な観点からは、これを核にしてそういう展開をしていこうということになるわけですか。

○中城取締役副社長 まずフォワーディングの機能をつけるということで、インテグレーターのようにキャリアまで持つかというところは、そこまでは今のところは考えていません。

○富山委員 まずパーツですよ、フォワードというの。

○中城取締役副社長 むしろアセットを持たないような形での業務を始めたいと。

○富山委員 なるほど。

○田中委員長 認可申請があった場合には、これはパブリックコメントをするわけですか。

○木下事務局長 総務省に申請がありましたら、一方ではパブリックコメントがありますけれども、他方ではもちろん、こちらの委員会に審議してもらいたいという通知がきますので、その申請の具体的な内容を踏まえてご審議いただくことになると思います。

○田中委員長 では、今日のところはよろしいでしょうか。

どうもご苦労さまでした。本日はありがとうございました。

続きまして、前回2月22日、当委員会から意見書を提出いたしました貨物自動車運送事業、石油販売業、自動車分解整備事業及びこれらに附帯する業務に係る郵便事業株式会社の新規業務の認可申請につきましては、総務省において認可されたとのことですので、事務局からのご報告を聞きたいと思えます。

○田尻事務局参事官 ご報告申し上げます。既に委員の皆様方にはお送りしているところでございますけれども、前回意見書をいただきました郵便事業株式会社の新規業務につきましては、

2月29日に認可をした旨、同日、総務大臣より委員長あてに通知があったところでございます。

なお、意見書の質疑事項に対する対応でございますが、総務省から聞いたところによりますと、まず業務認可の要件の第1「目的内業務の遂行に支障がないこと」では、「申請に係る業務を目的内業務の用に供する設備等の余剰能力の範囲内で付随的に実施すること」という意見をいただいているところでございます。これに対しましては、総務省で認可に際しまして、事業会社にこの点について確認をとったところでございます。

2点目の「同種の業務を営む事業者の利益を不当に害さないこと」という点につきましても、総務省で認可に際して確認をしたところでございます。

もう1点、「業務を実施する場合の留意事項」ということで、意見書の中で「ゼロ連結関係にある会社を整理統合するに当たって、業務の安定性や品質、効率性の向上に資するよう、経営管理を行う必要がある」という指摘をいただいているところでございますが、これにつきましては、認可の要件ではございませんので、総務省から委員会の意見ということで郵便事業株式会社に伝達したとのことでございます。

以上でございます。

○田中委員長 ありがとうございます。

ただいまのご報告について、何か特段にございましょうか。

よろしいですか。

それでは、事務局からのご報告、どうもありがとうございました。

続きまして、議題2に移ります。日本郵政公社の平成19年度の業績評価についてにまいります。

本日は、総務省郵政行政局から山碓企画課管理室長、淵江貯金保険課長にお越しいただいております。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○山碓企画課管理室長 総務省郵政行政局の山碓でございます。よろしくお願いいたします。

資料2をご覧ください。日本郵政公社の業績評価について、先月、総務省において実施いたしました第2期中期経営目標期間及び平成19年度の評価の結果についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。今回行いました業績評価の制度的な仕組みを図示したものでございます。④、⑥という網をかけたところが今回行った評価の部分でございます。この業績評価は、旧日本郵政公社法の規定に基づきまして、中期経営目標期間ごと及び事業年度ごとに実施するというようになっております。

中期経営目標期間に関しては、今回が第2期、平成19年4月から9月までの半年間でございますので、この第2期中期経営目標期間の業績評価、それから、平成19年度半期の業績評価を同一の内容として実施したということでございます。いずれの業績評価の結果も、総務省にて評価の案をつくりまして、2月1日に郵政行政審議会に諮問いたしまして、2月4日に案のとおりということで答申をいただきました。

2ページをご覧ください。今回の業績評価の元になりました目標の概要でございます。横軸が公社全体、それから、郵便、貯金、保険の3業務ごと、縦軸が項目・観点ごとの目標でございます。一部、特に経営の健全性の確保等につきましては、数値目標を設定いたしまして、その目標をどれだけ達成したかというような評価の方法により、また、数値目標が設定できないものにつきましては、定性的な目標を立てまして、その実施状況を評価いたしました。

左の枠外に「注」を付しております。第2期におきましては、第1期と比べまして、内部統制の強化、新会社への円滑な移行という2つの項目を新たに設定して、評価を行ったところでございます。

それから、下の「注」にございますとおり、積立金等の財務関係の目標値、これは一番上の経営の健全性の確保の項の財務内容の健全性の確保のところですが、郵便のマイナス1,050億円とか貯金の2,900億円という数値目標を立てた目標値につきましては、整理資源の負債計上、それから、保険につきましては、整理資源の負債計上に加えキャピタル損益の影響をあらかじめ目標設定時点で除いております。

前者の整理資源というのは、後でまた日本郵政株式会社さんからも説明があるかと思いますが、職員の福利厚生に関する費用でございまして、昭和34年にできました新しい共済の制度以前に勤務されていた方の福利厚生に関する費用を、民営化後は每期每期費用として支出するのではなくて、公社の時点で積立金として特別損失に計上して負債に置くという処理を、この19年度に行いました。これは業務とは直接関係のない数字だろうということから、目標を立てる時点で整理資源の負債計上の影響は除いたものです。

それから、保険につきましては、市場動向によって保有資産の価格が上下するような、業務あるいは経営努力と直接関係がないと思われるような、キャピタル損益の影響をあらかじめ除いて目標の額を設定しております。

3ページをご覧ください。今ご紹介しました中期経営目標の中の数値目標の達成状況を一覧にしたものでございます。左側が実績、右側が目標でございます。郵便、貯金、保険とも概ね達成されておりますけれども、一番上の郵便の積立金のところだけ目標が▲1,050億円以上と

設定していたところ、実績は▲1,250億円ということで、ここの部分だけ達成されなかったという結果でした。ほかの数値目標の項目につきましては、目標を達成したという結果が出ております。

4 ページをご覧ください。今ご紹介しました数値目標関係、それから、定性的な目標の項目、併せまして今回行いました第2期中期経営目標期間及び平成19年度、同一でございますが、この業績評価の結果の一覧でございます。今回の評価は、右下にありますとおり、AからEの5段階で行いました。Aが十分達成、Bが概ね達成、Cが下まわっている、Dが大幅に下まわっている、Eが全く達成していないという評価です。

後で、補足的にご紹介したいと思いますが、CとDが一部混在している項目がございます。コンプライアンスのところですが、これにつきましては、郵政行政審議会でも、過去の整理といたしまして、C、Dいずれも設定した目標を達成しなかったということは一緒ですが、Cというのは目標達成に向けた取組の方向性としては合っていたが、それでは足りなかったので達成に至らなかったというもの、Dというものは、目標に向けた取組の方向性自体が合っていなかったのではないかと、これを量的に増やして取組を今後続けても、目標達成には至らなかったであろうというものとするという説明をいたしまして、それに基づいて総務省としては評価をしたところでございます。

なお、括弧内に第1期の評価を付しております。この中には、一部、右上の方に特Aという評価がございますが、今回は特Aという段階は設けずに、AからEの段階で評価いたしました。第1期は平成15年度から18年度の4年間という比較的長い期間の評価でしたので、15年度、16年度、17年度、18年度、各年度の評価結果を積み上げて、特に達成度合が優れていたものにつきましては、第1期に特Aという一番上の段階を設けて評価をいたしましたが、今回は事業年度の評価と同一期間、短い期間であったということで、特Aという段階は設けずに、AからEの5段階で評価しました。

財務内容の健全性の確保につきましては、先程ご紹介しましたとおり、郵便の積立金の数値目標が達成されなかったことがありましたのでC、貯金、保険についてはA、全体としてBという評価をしております。また、お客さま満足度の向上という②のアの上の段につきましては、貯金で若干問題点がございましたので、C評価をしております。それから、一番下のその他必要な事項の内部統制の強化（コンプライアンスの徹底）の項では、犯罪件数とか不祥事件の数が減っていない、あるいは、増えている要素もあったということで、全体的に厳しい評価をしたところでございます。

個別の項目につきまして、ポイントとなると思われる評価につきまして、5ページ以降でご紹介したいと思います。

まず、5ページ上の段、財務内容の健全性の確保でございます。今ご紹介しましたとおり、数値目標の関係で言いますと、郵便は200億円程度、積立金の目標に届かなかったと。この中身としては、概要のところに書いてありますとおり、恩給負担金、これも職員の福利厚生に関する、公社時点では毎年度支出していたものを、民営化の前に負債として引当金に計上しておこうという、先程の整理資源と同様の形式の費用でございます。

そういうものとか、公務災害補償費、職員が業務上事故に遭われた場合に将来的な補償をしようという場合、そうした負債計上に伴う費用が226億円程度でございます。これらの特別損失に伴う費用増があったこともありまして、目標が達成されなかったというものでございます。恩給負担金あるいは公務災害補償費は、先程ご紹介しました整理資源とは違いまして、目標を設定する時点では影響を除くという設定がされておりませんので、今回の評価に当たっては特にこうした支出が出たということに特段の考慮はせずに、数字をもって評価をいたしました。

郵便貯金と簡易生命保険につきましては、それぞれあらかじめ設定されていた目標を大きく達成しておりましたので、それぞれA評価といたしまして、公社全体としてはB評価をつけたところでございます。

時間の関係もございますので、ポイントと思われるところのみ抽出して説明させていただきます。7ページをご覧ください。サービス水準の維持及び向上の項でございます。2段目の郵便業務では、例えば、数値目標といたしまして、送達日数達成率、あらかじめどの地域からどの地域にはどの程度の日数で郵便物を配送するかということを決めているわけですが、そのあらかじめ決められた送達日数を達成できた率として、目標を97.0%に置いておりましたところ、1ポイント多く98.0%ということで、これについては概ね達成ということでB評価をしております。

郵便貯金につきましては、特に定量的な数値目標を置いておりませんでしたけれども、概要のところにありますとおり、全体として現金過不足事故の発生件数等は改善の傾向が見られるというところではございました。ただ、民営化後にトラブルが露呈した顧客情報管理システムなどのプログラムのミスとか、あるいは、お客様から苦情を受けたり相談を受けたりする地域のコールセンターを置いておりましたけれども、ここの応答率が前年度の上半期88.2%であったのに比べまして、同期比で24ポイント下がって、64.7%と、3分の1程度のお客様は電話をかけられても応答すらできなかったというような事象がございまして、全体として取組が不十分

であったのではないかという評価で、C評価にしております。

簡易生命保険業務につきましては、失効解約率、一旦契約いただいた方の失効解約の率が低い方がいいという意味で数値目標等を立てておりましたが、保険、年金保険いずれの分野においても、あらかじめ設定した目標を達成いたしましたので、概ね達成のB評価ということにしております。

最後、8ページをご覧ください。内部統制の強化という項のうちのコンプライアンスの徹底という項目についてご紹介いたします。郵便、貯金、保険いずれも、部内者犯罪の件数とか、コンプライアンス違反と整理される事案があまり減っていない、あるいは増えているという状況がございまして、引き続き取組の強化が必要であろうということで、郵便と簡易生命保険につきましては、C評価をいたしました。

簡易生命保険につきましては、第1期の評価の中で無面接募集が恒常的に行われていたとか、部内者犯罪が非常に多かったということがございまして、D評価をいたしましたけれども、今回の評価期間におきましては、各種施策の実施に当たり積極的に経営陣が関与するというような体制を組まれたことを受けまして、結果としては件数自体はあまり減っていない状態ではございましたが、この取組を進めれば今後目標達成に向けて近づいていこうということ、簡易生命保険につきましては、第1期のDをCという評価にしたところでございます。

上に戻っていただきまして、郵便貯金につきましては、今回D評価をいたしました。これは、概要のところでございますように、部内者犯罪が引き続き多発、あるいは、顧客情報管理も不適正であった事案が増加していたという件数の結果もございましたけれども、それに加えて、総務省から再三にわたって部内者犯罪の防止、顧客情報管理の徹底に対する対応策を求めていたにもかかわらず、それらの見直しが十分でなかったこと。それに加えて、大阪府にある郵便局で約1年間に1人の職員が181回電子計算機を不適正に使用して約6億円の詐取をしたという事件が発覚しました。これは郵便貯金史上最大の部内者犯罪であったわけですが、こうしたものが発生したというケースがあったということ、あるいは、全国の貯金事務センターでお客様からお預かりした個人情報などが載っている本人確認書類の写しが保管されているんですけども、これを誤って正当な保存期限前に破棄してしまった、1,443万件の顧客情報を誤って廃棄してしまったということがございました。特に後者の顧客情報の誤廃棄については、現場で誤って廃棄したのではなく、本社から保存期限に関する指示が不明確、不適当であったために、全国の貯金事務センターで誤解をして、これはもう廃棄してしまっているんだらうと理解して多数廃棄されてしまったという事象がございました。

これらの個別の事象も含めまして、全体として郵便貯金のコンプライアンスに関してみますと、経営陣をはじめとするコンプライアンスへの取組姿勢が不十分であったというふうに判断いたしました。この両事案につきましては、評価期間内である昨年9月27日に嚴重注意の行政指導を行ったということもございまして、D評価にした次第でございます。

これらの業績評価の内容を郵政行政審議会に諮問いたしまして、答申としては、諮問案のとおり適当ということだったんですけれども、郵政行政審議会の分科会、総会の議論の中で、特にコンプライアンスの徹底について、民営化後もしっかりやってほしいというような意見もございまして、答申の中に「諮問書のとおり適当」という以外に、「公社を承継した各会社において、コンプライアンスについての取組を一層強化してください」という趣旨の要望が意見として付されて答申が出されたという経緯がございました。

早口で恐縮でしたけれども、評価については以上でございます。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告について質疑等をしたいと思います。

○飯泉委員 3点。まず、今ご説明があったんですけれども、3ページに郵便の未達成ということで、積立金が200億円満たなかったという話があったんですが、この理由は恩給負担金と公務災害補償ということで、整理資源とは異なるものだということで除いてなかったという話なんです。例えば恩給の負担金にしても、あるいは公務災害、こうしたものは全然別の概念ですよ。本来だったら整理資源と別の項目を立てて除いておくべきであったのではないかと、あるいは、これから除いておくべきではないのかなと考えるんです。ただ、公務災害は、場合によっては民間企業にも起こり得ることですから、別の要因としてこれもとらえていく、積立金としてのという世界ではないのかとは思いますが、コストとして考えるのも一つではないかと。今後の改善についてどうお考えなのか。これはどういう形にするかという問題ですので、お聞きしておきたいのが1つです。

2番目として、4ページで評価のあり方についての説明がありました。第1期の時には、ここの中にもありますが、特Aというのがあったんですが、今回は除きましたよということがあったんですね。そうなりますと、今の評価結果AからEまでとなりますと、ぱっと評価を見ると最初から腰が引けた評価になるのかなと。つまり、悪い要因の方が3つ、いい要因が2つになっちゃうんですね。最初の時は特Aがあったら、いいのも悪いのもちょうど3:3になるわけですよ。だったら、今回、特Aを除くのであればEをそれとセットで、両極端のところは今回はもう外していてもいいのではないかとという形でEを除いておく方が、評価の仕方として最

初からマイナス評価をするのかということにもなりかねないので、そこはお考えをお聞きしたいということです。

最後は8ページのところで、特に郵便業務、コンプライアンスの話がいろいろあって、Cということになっているわけですが、新聞紙上で大きな課題となった、例の内容証明の話とか裁判所からの特別送達の話とか、ここは大量に誤った取扱いが出たという問題があって、ここも指摘をさせていただいていますけれども、こうした事象については平成19年度のものとしてこの評価に載ってくるのか載ってこないのか。仮に載ってくるとするとそれはどういう形で書くのか。これは確かに大いにまずい点ではあったわけではありますが、その後の対応は早かったというのがありますから、そうした点も適正に、悪いことは悪いこととして、しかし立ち直りもきっちりできたよといった点は評価をしてもいいのではないかと思いますので、その点についてお考えをお聞きしたい。

以上3点です。

○山碕企画課管理室長 1点目の恩給負担金、公務災害補償費の関係ですが、資金の性格としては、確かに影響を除いた整理資源と同様と考えます。ただ、これはひょっとしたら形式論という指摘があるかもしれませんが、最初に目標を設定した時点で、整理資源とは違って、確実に平成19年度でこういった特別損失の処理をするかどうかという判断がされていなかったものですから、そこは考慮せずに目標が設定されたものです。総務省側としては設定された目標をいかに達成したかというのが評価の本筋ですので、資金の性格を考慮すべきというご意見もあるかもしれませんが、一律に形式的に線を引かせていただいたということです。実際には恩給負担金も公務災害補償費も平成19年度の決算で負債として計上されていますので、民営化後は毎期の費用として支出するのではなくて、負債に載せておいた部分を取り崩して、該当者にお支払いするという処理をされると聞いています。

2点目は、実際のところE評価というのは出てこなかったわけですので、プラスが2つでマイナスが3つというような、Eを除外すべき大きな意味合いがあるというところまでは私としては判断せずに今回の評価段階を設定しました。第1期の評定をする時に、先程もご紹介しましたように、年度の評価と第1期の評価と両方ありまして、年度の評価がA・A・A・Aときていた評価と、A・B・A・Bで、全体としてはほぼ達成しただろうというようなものについては、評価をした結果、それが、当時は公社ですけれども、公社の側で今後の業務の方向性として弾みになればいいだろうということもあったんだろうと思いますが、1期の時は特に優れたもの、年度評価が優れ続けていたものについては特段の評価をしてもいいのではないかと

うことでしたんですけれども、今回はそのような事情がなかったのです。確かにプラスとマイナスの評価が不均衡になるのではないかとすることはご指摘としてはごもっともだと思うんですが、結果としてはE評価をしませんでしたので、そこまでの大きな不均衡という意味合いにはならなかったのではないかなと判断しています。

3点目の内容証明とか特別送達ですが、これは不適正な取扱いが発生したのが民営化後だったので、今回の評価は19年度と申し上げましたけれども、公社時代の業績についての評価ということで、郵便のコンプライアンスの徹底のところでは加味はしませんでした。ただ、先程個別のご紹介はいたしませんでしたが、10ページに新会社への円滑な移行という項目がございまして、民営化後の内容証明とか特別送達の業務についても公社時点で準備することが目標とされていまして。その準備がしっかりしていなかったから、結果的に民営化後にそういう事案が発生してしまったということで、一番下の業務等の円滑な移行準備というところで、概要に書きましたけれども、一部の要素として評価をいたしました。

ただ、業務等の円滑な移行準備全体についてみますと、そのほかの規定の整備とか、業務リハーサルとか、研修とか、いろいろな要素があって、その中の1つが内容証明とか特別送達の話でございましたので、その部分だけ見ると不十分という評価があり得ますけれども、全体として見ると概ね達成されたということで、ご指摘のあった内容証明、特別送達はここで加味しておりますけれども、全体としてこの項目はBという評価をしております。

○野村委員 コンプライアンスのところでお伺いしたいんですけれども、部内者という概念ですね。部内者というといろいろな人がいると思うんですが、純粋な現場の従業員から局長さんまで幅はあると思うんですけれども、この内訳はどんなふうになっているものなのでしょうか。

○淵江貯金保険課長 部内者と言いますと、すべて含まれていますけれども、管理者の場合は管理者として、中では別掲で情報をもっているということになります。

○野村委員 この役割は全部込みになっているんですよね。金融機関などでも不祥事はいつも起こるわけですが、通常は現場でやっている従業員の方が横領するというケースが圧倒的に多いわけですね。郵便局の場合にはそこを管理する、トップである郵便局局長さん自身がそういう行為を行っているということがかねてから報道されているわけですが、その部分は減少しているとか、あるいは、依然としてその問題は解決していないとかいうようなことはお分かりになりますでしょうか。

○淵江貯金保険課長 すみません、今、数字を持っていません。申しわけございません。

○野村委員 機会がありましたら、数字を頂戴できればと思います。

○富山委員 2つございまして、1つ目はコメントに近いんですが、先程の飯泉委員の議論と重なるんですけども、積立のところですね、調整金のところですが、「いっぱい積み」というのはどうも私が言い出したことになっているらしいので。確かに形式的な議論としてはおっしゃるとおりだと思うんですが、これはやっぱり積むのが正しいんですね、民間企業になる上では、この恩給負担金にしても。特に恩給負担金は実質的には退職金引当みみたいなものなので。

そうすると、民間的に正しいことをやって評価が下がっちゃうというのはちょっとどうかなという感じが正直しています。要は、我々の方でやれと言ったこととこの評価が矛盾することになっちゃうので、立場としては板挟みになっちゃうじゃないですか。だから、これはもう終わっちゃったことなのでしょうがないんですけども、その辺は何らかのやりようがなかったかなという気はちょっとしています。これは単なるコメントです。

それから、先程のコンプライアンスの不祥事案件ですが、それこそ粉飾事件などもそうなんですけれども、発覚した時点と粉飾をやった時点に時間的ずれがありますよね。そうすると、こういったプロセスで本当の意味の新規発生を減らしていきましようという業務目標は正しいんですけども、過去に起きたことはできるだけ早く発覚させた方がいいので、発生件数といったときに発覚件数なのか。そのポイントがどうなっているのかというのは結構重要な問題で、特にこういったプロセスは、結構昔にやったものがずうっと水面下にあって、後から発覚した時に発生したというふうにして報道されちゃうんですが、この辺はどんな内訳になるんですか。Dということになっていまして、かなりいっぱい発生したというふうにして書いてあるんですけども、この時点で新規発生したのか、元々水面下に潜っていたものがここで発覚したのか、その関係なんです。

○淵江貯金保険課長 貯金の場合ですと、すぐに発覚しますので、これは犯罪期間が1年間という意味です。保険の場合ですと、おっしゃるとおり10年とかいうふうになるものですから、支払いとか、入院保険金とかの請求の時に初めて発覚するということが多いものですから、統計は二重にとっていまして、いつの契約のものに何件発生したのかということと、発覚の年に何件というようなとり方を総務省ではとっております。

○富山委員 そういう意味でいうとどんな感じだったんですか。

○淵江貯金保険課長 そういう意味では、現段階のものはまだ犯罪として出てないのがあるかどうか、そこは分からないもので。ただ、私の個人的な意見かもしれませんが、内部管理をきちっとやるようになって発覚が早くなったのかなと。そういう意味で割と早めの犯罪が

見つまっているかなという感じは受けています。そういったことで、トータルとしてはあまり減っていないという実感を受けております。

○富山委員 ありがとうございます。

○山碕企画課管理室長 先程の公務災害補償費の関係ですけれども、形式的に見たというのはそのとおり、事実です。ただ、決算に計上することが決まった時点で、方法としては既に立っていた目標を修正して、その影響を除いた形で目標を設定し直すということも可能であったんですけれども、結果としてそれがとられなかった事情もありました。もちろん形式的だという議論もあるでしょうが、一方でそういった事情もございました。

○野村委員 関連で、整理資源の方は横置きになってしまっていますので、評価は何もされないわけですけれども、これはかなり昔の制度が絡まっていますので、本当に積んでいるものが必要なかどうかということが意外に難しいのではないかなと、直感的に思うんですね。昔の福利厚生のお約束を今ちゃんと履行しなければいけないものかどうかということが。古い時代のものでありますと、そんなに置いとく必要があるのかというのは、もうちょっと中身を吟味する必要があると思うんですが、これは何か見ておられるんですか。

○山碕企画課管理室長 国家公務員については事業主が負担するということになっております。ただ、特別会計で職員の給料とか福利厚生が費用が支払われておりましたので、経緯として郵政公社が負担していたと。それは他のNTTさんとかJRさんも同様に民営化後もずっと負担をし続けてきたというような性格の費用だと聞いています。民営化後の各会社が何らかの形でお支払いする性格の費用だということには間違いのないと思います。

ただ、これは昭和33年以前に勤務されていた方が亡くなるまで支払うというお金ですので、その方が何歳まで生きられるかによって実際の支出額は変わってきます。現時点で見込んだ額を積んでいるわけですけれども、それが結果的にお支払いする額よりも多いのか少ないのかというのは、今後また上下があり得るかとは思いますが。

○野村委員 そこは総務省は見ておられるんですか。それとも会社が会計処理上……。

○山碕企画課管理室長 それは説明をお聞きしています。これは決算の中に入ってくる数字で、今回の業績評価とは別に決算を総務省としても認可いたしました。こちらでも了解している事項です。

○野村委員 分かりました。こういうのは言葉で言うと一言なんですけれども、額は結構大きかったりすることはあるんですね、横に置いてあるんですけれども。

○富山委員 時々変に使われている場合もあるから。

○野村委員　そうですね。

○田中委員長　よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に入りたいと思います。郵政民営化承継財産評価委員会（承継財産の価額の決定）についてにまいりたいと思います。

引き続き総務省郵政行政局からのご説明をお願いいたします。

○山碕企画課管理室長　資料3をご覧ください。郵政民営化承継財産評価委員会の結果についてご報告いたします。

1枚目をご覧ください。この委員会は郵政民営化法の規定に基づきまして設置されたものでございます。3枚目に根拠条文を示しております。第165条でございます。これに基づきまして、日本郵政公社から各承継会社等、即ち持株、各事業の4社、それから、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、この6承継会社等に承継される資産・負債の価額を、第三者も含めた評価委員の皆さんに評価していただくという趣旨で設立・運営されてきたものでございます。

具体的には、実際にどう評価するかという基準をこれまでに決定いただきまして、先般その基準、承継計画に基づきまして、それぞれ承継される価額を評価していただきました。平成18年の第1回から、先月2月18日に最終回を行いまして、最終的な価額が決定されております。

一番下でございますが、後でご紹介があると思います、日本郵政公社の最終決算の結果を、この委員会で決めました評価基準に従いまして、法律の規定に基づいて原則時価で評価をするという作業が①。②といたしまして、承継計画に基づきまして評価された資産・負債がどの承継会社等に振り分けられるべきかというのを整理したものでございます。評価結果は右下のとおりでございます。

脚注にございますけれども、公社決算の総額と評価結果全体の総額が必ずしも一致いたしません。これは1つには、承継会社相互間で生じていた資産・負債が今回の評価結果の中では全部あらわれてくるわけですけれども、公社時代には1つの組織体でしたので、そこは相殺して数字に上がって来ていなかったということ。それから、公社の決算は簿価で評価をした、今回の評価委員会の評価結果は原則時価で行ったということで、単純に合計すると数字が違ってきているというものでございます。

2枚目は、お願いした委員の皆さんの名簿でございます。

簡単でございますけれども、以上です。

○田中委員長　どうもありがとうございました。

この評価委員会と、それから、価額の決定についてですが、何か質疑ございましょうか。

これできれいになって、公社から……。

○山碕企画課管理室長 実際に承継会社等の開始のBSが全部これでできたかと思えます。

○田中委員長 これのできたということですね。

○山碕企画課管理室長 これとあと若干ですが、持株、郵貯、簡保の準備会社から承継される部分がありますので、それを合算して各承継会社のBSができたというものです。

○飯泉委員 内訳で見ても負債が資産を超えているところはどこもなかったと。そこだけ見ましたけど、よかったかなと。

○田中委員長 それでは、よろしいでしょうか。

どうもご苦労さまでした。今日はありがとうございました。

続きまして、議題4、日本郵政公社の閉鎖決算等についてであります。

本日は、日本郵政株式会社から米澤専務執行役及び藤本常務執行役、郵便局株式会社から壺井執行役員にお越しいただいております。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○藤本常務執行役 資料4をご覧くださいと思います。

一番最初のページに、郵政公社の閉鎖決算の概要が書いてございます。一番上の2行で全体を簡単に要約しているわけですが、閉鎖と言いながらも、ゴーイングコンサーンでございまして、それなりの評価をいただいているということでございます。特徴は、今までの議論の中でも何遍か出ているわけですが、整理資源と恩給負担金と公務災害の3つでございまして、それを一括処理した結果1兆4,000億円を特損に計上したということでございます。この3つは、先程ございましたように、性格的にはいずれも対象者が確定しておりまして、新しく会社になってから発生しないものでございまして、すべて債務認識をして特損に計上したということでございます。

それでは、各事業ごとに概要をお話申し上げようと思えます。

まず、郵便でございまして、経常損失が322億円でございまして、前中間期が計上損失659億円でございましたので、336億円縮小しております。そもそもこの期になぜ経常損失が出るかと言いますと、1年度の中の間中期に相当する分でございますので、郵便事業の収益で一番大きい年賀が入っておりません。したがって、前半ではこういうふうな数字になりまして、後半で盛り返す、これが毎年のパターンでございまして、そういう意味で経常損失が立つのでございますが、ご覧いただきますように約半分減っております。336億円減少しておりますが、

これは先程の整理資源等の効果でございます。

後で申し上げますが、これまで対象者が少し減っておりますので、少しずつ減少しているのですけれども、ざっくり1,300億円ぐらいが費用に立っております。その半分が郵便でございます。職員数にほぼ比例いたします。そうすると六百数十億円が郵便の費用についていたものが、今回期首で負債計上しておりますので、その分が下がったと。単純計算で申しますとそういうことです。もっと細かく言うと、利息費用がございますので、少し違うんですが、ざっくり言えばほぼ300億円程度の費用削減効果になっているということでございます。

経常収益でございますけれども、やや増加したということでございます。通常郵便物の減少、減り続けてはいるんですが、少し底を打っているということ、あと、選挙とかゆうパックとか、増収要因が幾つかあったということで、多少増加をしたということでございます。

次の郵便の経常費用でございますけれども、前中間期に比べまして296億円減少。先程申し上げた整理資源の影響が非常に大きいでございます。ただ、非常勤の賃金等が増加しておりますので、トータルとしては296億円の減少でございます。

その下の括弧書きでございますけれども、法定福利費の減少が343億円。この大きなものは整理資源でございます。また、集配運送委託費が減っております。一方、超勤手当等が増加したと、こんな状況でございます。

それから、その下に特殊要因としてございますのは、整理資源負担金等3つの一括処理額が7,390億円計上されておまして、当期純損失が8,000億円と非常に大きな額が見えております。これまでの累積剰余金が五百数十億ございましたので、それとの差引で当期末の利益剰余金が7,554億円のマイナスということでございます。

次に貯金でございます。当期純利益が3,726億円でございます。前中間期に対して634億円増加しております。その要因の1つといたしまして、金銭の信託運用益、次の行に書いてございますけれども、291億円のプラスが立っております。これは前の期においては、昨年9月末というのは、期首と9月末の株価の関係で益が全然立っておりませんで、むしろ損を出しております。そういうことがなくて、今回は期首、期末はあまり変わらなかったものですから、若干の金銭信託運用益が出たということでございまして、これが影響しているということもございます。

それから、資金収支でございます。これは、いかんせん郵便貯金の残高が減っておりますので、前期に比べて721億円減っているということでございます。

その3つ下の郵便貯金残高でございますけれども、貯金残高は前年度末比6兆円の減でござ

いました。

貯金の営業経費でございますが、前中間期に対して**354億円**増加いたしております。この要因が下に幾つか書いてございますけれども、オートキャッシャー配備や防犯対策経費、オートキャッシャーを窓口に置いて事務的な過誤をなくすという点でございますとか、あるいは、防犯用のカメラ、鍵カード管理機といったものを配備いたしまして、増加をみております。消耗品費、通信費は増加しております。

それから、郵便貯金の場合、整理資源等の影響が**4,112億円**でございますが、郵便に対して約半分ぐらいでございますが、その当時の職員数割というふうにご覧いただければよろしいかと思っております。

一番下に「当期に**9,625億円**の国庫納付をしたため、当期末の利益剰余金は**5兆7,663億円**に減少」とございます。国庫納付金は4年間の中期経営計画の末の時点の利益剰余金から基準額を差し引いて計算されまして、その2分の1が納付金になるわけでございますが、納付期日が7月でございますので、当期に該当するものですから、利益剰余金が前期より減ってしまったということでございます。これが貯金の場合の特徴であろうかと思っております。

それから、保険でございます。最初の2行、「基礎利益にキャピタル損益等を加えた処分可能額**7,530億円**」でございますが、これは前中間期より増えているわけでございます。基礎利益、三利源に追加責任準備金の戻入等を加えたものでございますが、それにキャピタル損益とか整理資源、その他減損と特損の要素を加えまして、それを差し引いた処分可能額が**7,530億円**でございます。これを契約者配当に回す分と内部留保に回す分の2つに分解するわけございまして、そのうちの契約者配当準備金に**911億円**を繰り入れております。今申し上げた三利源合計でございますが、前中間期**356億円**に対しまして、**817億円**改善しております。これは利差損がやや縮小してきていることの影響でございます。

事業費でございますが、前中間期に対して**31億円**減少いたしております。

それから、簡易保険の場合の整理資源等の一括処理額が**2,693億円**でございます。

資金量は前年度に比べまして**5,000億円**減っております。

それから、処分可能利益のうち契約者配当準備金の繰入は先程申し上げましたが、内部留保が一番下に書いてございます。当期の危険準備金と価格変動準備金の積増額は**6,618億円**でございますが、当期の積立金は**3兆9,887億円**でございます。

以上が郵便、貯金、保険の各業務でございますが、公社全体といたしましては、右の方に縦で要約しておりますように、当期純損失として**4,420億円**、純資産額が**338兆4,568億円**、資本

が7兆6,814億円でございまして、今申し上げた国庫納付金9,625億円を納めて、なおかつ設立時の1兆2,688億円に対してこれだけの資本でございます。それから、自己資本比率は2.3%。18年度末と比べて減っておりますのは国庫納付金の影響でございます。

以上が19年度の閉鎖決算の概要でございます。

次の2ページ目は、整理資源、恩給負担金の特損計上でございまして、先程来お話のあったことでございます。下にどういった負担関係になっているかを要約してございますので、これをご覧いただきたいと思っております。

昭和34年10月、これは共済の制度が始まった時期でございまして、それ以前はいわゆる恩給でございまして、一番上の矢印は恩給負担金でございまして、国庫負担です。国の時代から離れた時にどうなっていたかというのがその下に書いてございまして、恩給負担金の下にポツで書いてございまして、当時の事業主であった特別会計等が負担と。これは公社が引き継いでおりますが、公社法の施行法に明文がございまして。

それから、2番目の矢印の点線から左側の部分ですが、恩給負担金というのは、既にやめてしまった方です、この時点で。整理資源は昭和32年に制度が変わったわけでございまして、昭和34年10月以降も勤務を続けた方。ただ、それ以前が恩給の相当分ということでございまして、この方に対する負担を整理資源と言っているわけでございまして、これも当時の事業主であった特別会計等が負担するというようになっております。そこに括弧書きがございまして、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法で決めがございまして、郵政特会が負担し、公社が負担し、それから、それを引き継いだ日本郵政が負担すると、そういった仕組みでございまして。

その右側が負担額でございまして、先程申し上げましたように、直近では整理資源が1,300億円程度、それから、恩給負担金が9億円程度でございまして。

その上の方をご覧いただきますと、整理資源と恩給負担金の2つに限ってここに書いてございますけれども、特損に計上した額がそれぞれの業務ごとに書いてございます。合計が1兆4,000億円弱でございまして。そんな状況にございまして。

3ページ目は、局舎買取の関係でございまして。公社の時代と会社になってからの大きく2つに分かれようと思っておりますが、上の方が日本郵政公社の買取でございまして。旧集配局舎と言いますのは、今は郵便局の名称は変わっておりますが、公社の時代の集配郵便局でございましてけれども、集配拠点の再編成をこの1年ぐらいやってまいりました。そういたしますと、使わないスペースも出てまいりますので、そういう部分を含めて買い取ったということでございまして。

買取価額が840億円でございます。これは公社の時代にやっております、局数が1,412局、引渡しは昨年9月1日でございます。

その下に参考で書いてございますのは、無集配局の関係でございます、公社になってからの話でございます。買取価額が207億円、これは郵便局株式会社の方でございます。それから、局数が575局で、引渡し日が今年の2月1日ということになっております。

これが参考の2番目でございます。

参考3でございますけれども、会計の連続性ということでお話をさせていただきます。会計処理と評価はなかなか分かちがたい点があるものですから、併せてご説明をいたしたいと思っているわけでございます。

会計の連続性でございますけれども、公社の会計は、公社法の時代からそうでございますが、企業会計原則に基づいて処理をいたしております。これが郵政公社より前の公社と違う点でございます。それ以前の公社は会計監査人の監査もございませんでしたし、企業会計原則によっていなかったわけでございますが、郵政公社ができる頃には独法の会計基準ができて、ほぼそれにならったような格好で企業会計原則を採用しております。そういう意味におきまして、既に公社の時代においても、例えば金融商品の会計基準を適用しておりますので、ある意味、時価に近いものが簿価となっているという状況がございます。そういう意味で大きな変化はあまりないわけでございます。

ただ、2番目の承継財産の評価にございますように、会計処理そのものというのかどうかちょっと判断が難しいところでございますが、総務省からもご説明がございましたとおり、郵政民営化法に基づいて承継財産の価額も評価されております。その際に、文字通りの時価を適用したものがございます。そういう数字が違っているという点がございます。

若干説明がダブってしまうのでございますけれども、その下に承継財産の評価の流れが書いてございます。日本郵政公社の閉鎖決算の資産、負債、純資産でございますが、先程ご説明がありましたとおり、評価基準に基づいて資産、負債を評価して、各社に振り分けているわけでございます。その際に、閉鎖決算と違う数字が出ているものがございます。

それが右の方に書いてございまして、時価評価を行った主な資産が書いてございます。代表的なものは土地でございます。土地につきましては、5,000ぐらいの件数が郵政公社の時代あったと思いますが、原則として路線価を採用しております。これは斉藤委員長がキャップの評価委員会でご基準をつくっていただいたわけでございます。原則路線価でございますが、郵便局舎等の中には路線価のないものが地方都市等に半分ほどございまして、そういうものは鑑定評

価を今回とっております。そういうことで価額が増減しております、各会社ごとに多くなったり少なくなったり、多少の出入りがございました。

それから、固定資産、償却資産でございますが、正味資産の価額20万円未満のものは帳簿に載せてございませんで、20万円以上のものを計上しております。それから、電話加入権を時価で計算しておりますが、これは3分の1ぐらいに減っております。資産の側で主なものはそんなところでございます。

あと、負債側で退職給付引当金がございますが、これは俸給の再計算をやっておりまして、数字がちょっと変わっております。これを各社に振り分けているわけでございます。ただ、公社会計の勘定科目と業法適用の勘定科目は若干違いますので、形式的な面で表示の見え方が違って見える点もございますが、実質的な相違は今申し上げたようなところでございます。

ちょっと駆け足でございますが、ご説明申し上げます。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑等したいと思います。

○飯泉委員 2点あるんですけれども、1ページ、貯金のところの上から2つ目の営業経費のところですが、オートキャッシャーとか防犯対策というものは必要なことだと思うんですね。ただ、問題は、今どこの世界でも切り詰めるという、この後の消耗品費あるいは通信費というのがあるんですけれども、これは大幅に増えていると。今の世間一般常識から考えられないんですが、特別の理由があったのかどうかというのが1点。

もう1点は、貯金と保険のところ。それぞれに貯金の残高、保険のところでは資金量の話が出てくるんですが、例えば郵便貯金は前年度比で6兆円の減ですよ。保険については5,000億の減と。もちろん減っていくということについて賛否両論あって、これもこの委員会でも議論があったんですよ。しかし、余りにも貯金と保険で差があるなど。ロット自体が約倍、そこまでも今なくなって、今は大体倍弱ですよ。片や6兆円減って、片や5,000億だと。このことについての評価、どうお考えなのか。この2点。

○藤本常務執行役 まず第1点目でございます。貯金の経費が増えているのではないかとということですが、この増加分は民営化費用がその多くを占めております。例えば通信費は、ゆうちょ銀行に変わるものですから、ATMとかキャッシュカードが使えますよとか、あるいは、旧勘定、新勘定、そういった周知に要したものでございます。あと、いろいろな式紙類ですね、通帳とか、郵便局の窓口で記載する書類ですね、ああいったものの棚卸資産の増加等もございまして、いろいろところで貯金の場合経費がかなり膨らんでいるというのが実態でございま

す。

貯金に限りませんが、民営化費用のうち増えているものが確か1,000億近くあったと思います、公社全体で。あと、固定資産の取得とかいろいろございますけれども、そういうことがかなり大きな部分です。

それから、2点目は……。

○米澤専務執行役 最初の方の話で言いますと、例えば政府保証はつきませんということを生全戸配布し、暗黙の政府保証の誤解をなくすことが大事であるというのはこの委員会でも随分ご議論になったと思います。全戸配布するとそれなりのお金もかかると。もちろんいろいろなサービスも変わっています。中身は基本的には変わってないんですけども、若干の修正等についてお客様に混乱のないようにということでの周知経費、これに相当かかっているという部分がございます。

今の貯保の残高、まず両者の違いのところですけども、釈迦に説法でございますが、保険のほうが負債が長いということで、それに対して貯金の方は定額郵貯、満期は10年でございますけれども、3年を過ぎればペナルティなしで下ろせますので、定額郵貯のほうは必ずしも皆が皆10年ずっと持ち続けるわけではないということで、その違いで。こういう資金量の減というところでは差が出ている。そういう要因が一番大きいんだろうと思います。

一方で、保険のところについては新契約が非常に減っているというところ、ここが非常に問題なのであると思っております。また、貯金についても半年でこの大きさというのは非常に大きゅうございまして、ピーク時から比べればメガバンク1つ分ぐらいなくなっている、あるいは、地方銀行の大きなところが毎年1つずつ消えているぐらいの大きさの減がきている。これについては我々も十分問題意識を持っているところでございます。

○飯泉委員 前段の話ですが、通信費あるいは消耗品費は恐らくそういうことだろうなど。であれば、費目の計上の仕方あるいは理由の書き方なんですね。例えば、オートキャッシャーの配備とか防犯対策経費等と書いてあるのは具体的な項目であって、歳出の勘定というか、その経費は違う、ひょっとしたら消耗品費に入っているかもしれない。ということで、例えば通信費とか消耗品費ということで、今言う広報経費とか移行への広報経費としてこうなんだというふうに書いていただければ、それは当然の必要経費だということになります。この書き方として、消耗品費、通信費だけでドーンと出てくると、このご時世に一体何やっているんだということを必ず言われますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

○藤本常務執行役 実は細かいものはご説明しなかったんですが、費目の細かいものはござい

ませんけれども、PLのほうをご覧くださいますと、民営化関係の費用でありまして、管理会計以上に明確に把握できるものは特損で把握いたしております。そういうものは一応仕訳してございますが、書き方が出ておりませんので。ご趣旨はごもっともでございますので、気をつけます。

○野村委員 整理資源について、私、勉強不足で分からないので、教えていただきたいと思うんですけども、2ページで図をお書きいただいている、少しわかったんですけども、整理資源というのは昭和34年の10月に新しい共済が始まるわけですけども、それよりも前に恩給という形で受給権があった方々に対して、当時のというのは昭和34年以前の事業主が負担することになっているということなんですか。

○米澤専務執行役 昭和34年以前は拠出性年金というのはございませんでした。昭和34年から拠出性年金、厚生年金は戦前からありますけれども、公務員にも恩給がなくなって、拠出性年金に変わったというのが昭和34年。これは事業主の負担というよりも、公の経済負担というふうな言い方をすることもございます。必ずしも国庫というところだけではなく、地方も負担している部分もあります。通常、国庫負担と言え、一般会計から出るようなものもございまして、特別会計も広く見ると、法人としては国でございまして、そういうところが負担をします。

恩給についても、恩給はこの時国家公務員に対して支払われるものですから、それについては特別会計に所属する職員については特別会計が負担をするという原則になっております。自前の稼ぎのない特別会計はそれについて一般会計から繰入がある。郵政事業特会については自前の稼ぎがございまして、自分で負担をします。その分が34年10月前の部分について郵政事業特会が負担をし続け、その郵政事業特会を引き継いだ公社が負担をし、そして今に至っていると。そういうふうな形であります。

○野村委員 その時に、この制度は分かるんですけども、人レベルで考えたときに、その方は今新しい会社に勤めておられるんですか。

○藤本常務執行役 それはないと思います。

○野村委員 ないですね。

○藤本常務執行役 34年当時の在職者ですので、50年近く経っておりますから。

○野村委員 そうすると全くない、昔のことを。それは国の責任ですよ。民営化しても頭の中の整理としては……。

○藤本常務執行役 そうです、規定のとおり。

○野村委員 規定のとおり……。

○米澤専務執行役 法律のところ。ここはNTT、あるいは、国鉄、専売、3公社が民営化されたときも同様でございます。

それから、これが3公社とちょっとだけ違いますのは、このところは国家公務員共済組合連合会が管理運営する年金制度でございます、このいわゆる過去記録とか、そういう問題については、国家公務員共済組合連合会で保管している、あるいは、恩給部分については総務省の人事・恩給局で保管してあるということで、この年金運営の実務、あるいは、その基になるデータ等については我々の方では管理していないということになります。

○藤本常務執行役 先程の恩給負担金も整理資源も同様の性格であるにもかかわらずという議論があったわけですが、当初、我々は関係省庁と議論させていただきまして、まず整理資源の方、共済組合連合会の方はデータがいただけて職員の確定ができる。その次に総務省さんがやったものと多少のずれが響いていると、そういった時期のずれの話でございます、恐らくその時点では恩給負担金について計上するつもりであっても、計算しなければいけませんし、ちゃんと記録がなければいけないわけで、そういったものが多少反映しているのかなど。

総務省さんの話で、私が脇から見た印象でございますが、経過から言えばそういうことでございます。記録を保管している省庁なり何なりが、連合会さんと総務省さんで違うということで、多少時期が前後しているというような様相もございました。

○野村委員 これは法律の話だから変えられないからあれなんでしょうけれども、出自が国だったら最後まで負担しなければいけないというのは何か変な感じですよ、制度上ね。

すみません、こんなこと言っても解決にならないのですが。

前はその年度年度で支払いベースでやっていたわけですが、これは最初にぼーんと積んでいますが、将来的にはこの引当金みたいなやつはどんなようなイメージになるんですか。引き当てたものが過剰引当になっているということはあり得ないんですか。

○米澤専務執行役 元々この話は、民間の企業で言いますと、退職給付債務として認識すべき問題なのかどうかというところの境目のところでございます。例えば、普通の厚生年金の負担金というのも企業負担がございますけれども、これは引当金に積むということはしておりません。一方で、企業年金については積むということになっております。また、退職金についても積むと。これらについては、退職金もそうですけれども、一定の計算のルールに基づいて、将来のキャッシュフロー、キャッシュアウトする金額がどうなるかというのを予測して、それを割り引いて引当金にしているというふうな形になります。

したがいまして、いろいろ洗い替え等をしていけば多少のずれがあることは当然でございます。ただ、これは通常の民間企業における退職給付債務がいろいろな洗い替え等によって上下するというのと全く同様のことでございます。これは当然、新規の発生はあまりございませんから、どんどん減っていくということでございます。

○野村委員 別件でもよろしいですか。

○田中委員長 はい。

○野村委員 局舎の買取の件ですけれども、これ買取しますと、郵便局会社がこの局舎を持っておられるわけですが、これの有効活用の見通しというのはあるものなんですか。たくさん買い取った局舎なんですけれども、活用の見通しというのはどういうふうに。

○壺井執行役員 活用の見通しと言いますと、私どもはできるだけ。今、郵便局としてももちろん使っております。

○野村委員 今お買いになられたのは郵便局として、昔、例えば特定郵便局長さんのお宅であったものを買い取るということで、郵便局を継続することを前提としていると。

○壺井執行役員 もちろんそうです。

○野村委員 やめられる分についての買取というのはない、あるいは、買い取った後やめるということはないんですか。

○壺井執行役員 今のところ旧集配局の分は権利関係が一部しか、一部、借用関係を整理するために買い取ったんですが、それは当然郵便局として使っております。それを廃止していく発想は特に今あるわけではないです。

○野村委員 よく分からないんですが、私の理解が不十分なんだと思いますので、間違っていたら教えていただければと思うんですけれども、かつてご自分の建物で郵便局をやっておられた方がいて、その方々が買い取って欲しいとおっしゃっておられるものを順次買っておられるのではないかと私は理解しているんですが、郵便局を継続することを前提に買い取っているということなんですね。

○壺井執行役員 はい。

○野村委員 そうですよ。もともとその局舎は局長さんの所有物だったりするという理解でよろしいですか。

○壺井執行役員 必ずしも局長が所有しているというわけではございません。

○野村委員 オーナーがいると。

○壺井執行役員 はい、オーナーがいます。

○野村委員 郵便局の仕事をやっている場所が郵政事業体のものではなく、一般の人が持っていた建物を使わせてもらっていたという関係ですよ。

○壺井執行役員 賃貸契約しております。

○野村委員 それを今回買い取っていているわけですが、そうすると支店が自社ビルになりましたというイメージですよ。

○壺井執行役員 3ページの参考2の上のほうにある旧集配局舎の郵政公社による買取というのは、一部だけ使いますと、ややこしい権利関係になり、それは私どもも使いにくいし、貸していただいている方にとっても、困るので、簡明にするために買い取りました。これは私どもが買取を申し出て買い取っております。

○野村委員 それに関して、もしも部分的に使わなくなった場合はどうするんですか。

○壺井執行役員 例えば年末年始等に郵便事業会社に貸し付けたりいたしております、これはできるだけ有効に活用していきたいと思っております。

○野村委員 私が伺いたいのはそういう意味で、郵便局としての有効利用が縮小していく分、局舎を丸ごと買ってしまっていると余る部分があるのではないかなと思ひましてね。あるいは、極端な場合には、買った方がいいものそこは郵便局としては、この地域は移動の郵便局にしますよというようなことになって、買い取ったところが局舎としての設備としては要らなくなるということも今後あり得るかもしれないと思うんです、これは仮の話ですけども。

そういうようになった時に、今まで借りているのであれば、それは借りませんというので終りにしてしまってもいいと思うんですけども、買い取るということは自社ビルということになりますので、自社の建物ということになりますので、局舎自体を万が一郵便事業が離れていたり、縮小していったときに、有効に活用するという戦略を持たないと、ただ資産だけを抱え込むという形になるのではないかなと思ひまして、その点どういうお考えなのかということをお伺いいたします。

○壺井執行役員 おっしゃるとおりで、買い取ったものについては有効に活用していかないといけないと思っております。ただ、立地条件等で制約もありますので、すべてフルにフロアを年中使っていると言われると、まだ課題は残っていると思ひますが、グループの中で例えば郵便事業会社が年末年始に、配達などの作業がありますので、そういうスペースとして活用してもらおうとか。そういう意味でできるだけ活用していております。

○野村委員 できるだけだったら私でも言えるような話のような気がするのですが、何か思いがあっておられるけれども、ここで披露できないんだと思うんですけども。

○藤本常務執行役 それに対する直接の説明ではないんですけども、権利関係の複雑さを申し上げますと、契約自体は年々の契約なんですね。それが簡単に解除できるかということ、できるんですが、空家補償とかいろいろな契約条件もございまして、そういうものをきれいに整理しようというのが今回の趣旨でございます。ですから、これを資産計上するとか減損にするとかいろいろな問題が経理的にはあり得る話かもしれませんが、今は単年度の契約で計上していると。そういうものを買って、きれいに整理したいということがございます。

○野村委員 ごめんなさい、あまり長い時間をとるつもりはないんですけども、確か郵便局会社が1つの事業として今後展開していこうと思っていく中に、自社庁舎の有効活用を中心とした不動産の事業というものが挙がっていて、我々もそこにある程度期待を持っていた部分があるんですね。その時に例として挙がっているのは、駅前に中央郵便局がいつも例に挙がっていて、それは私も是非推進していただきたいと思っていますし、そこも早くデザインをかいいて、ある意味では立派なビルをぜひ建てていただきたいと。一部には文化財じゃないかみたいな話も漏れ聞こえますけれども、それは本当かどうか私は分からないので、そこは別途、我々が調べてもいいかなと思っているぐらいなんです。

そんなこと言わずに、もうちょっとちゃんと戦略的に世の中の人にとって変化が分かるような、そういう展開をして欲しいと。すごく期待しているんですよ、ここの部分に。そういうところがまだランドデザインが出てこないんで、ここにも有効活用、こういう小さなところまでも含めて、局舎の使い方に対しての戦略みたいなものを早めに打ちだしていただきたいと思っています。こういうところでご質問したときに打って響くような形で、できるだけではなくて、例えば余ったところについてはこういうふうに展開していくというような、そういう計画があるんですということを、お持ちなんだと思いますけれども、ここでは言えないというところであればまた、いずれにしても、そういうものがいつでも打って響くような形で戦略を立てていただければと願っております。

お答えは結構でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○飯泉委員 今の野村委員の一番の危惧の部分は、期待と危惧と両方が混じっていて。つまり、ニーズがあるから購入したんですよと打って出た形の回答がほしいなど。今、藤本常務執行役からも話が出たように、契約が複雑でこういったものを解消するとなると、聞いている人は、過去のしがらみがあるから買わないでもいいものを買ったんでしょと、こういうふうにとられてしまうじゃないですかと。だったら、せっかく期待しているものが、結局、不良資産、遊休資産を抱え込んでしまったんだという印象を与えてしまうと。

そうじゃなくて、あくまでもこの部分というのは必要だから買ったんだと。逆に、余裕スペースと見られるかもしれないけれども、そこはいろいろな業務展開とか、あるいは、他のところの業務を引っ張ってくる、あるいは、業務拡大をする、そのために後で何か建て増しをするなんていうのは無駄ですから、そういったところも見込んでそのところを十分に活用する計画を持ちながら買ったんですと。つまり、ニーズがあるから買ったんですよと、すっぱりこういう形で言うていただくと、じゃ頑張ってくださいねということになるんですけども、契約の複雑さとかいうと、どうしても過去のしがらみがあって。これはマスコミ的にもよく言われている話なので、そこはそうした危惧を周りに抱かせないようにストレートにすっぱりと。今後そういったところを大いに活用していきたいんだ、入れてくださいぐらい、是非言うて欲しいなという期待をしているんですね。

○野村委員 すみません、私の言い方が悪くてあれですけども、塞翁が馬ということもあると思うので、そういういろいろなことがあってこうなったということはあっても、そこを乗り越えていく戦略を描いていただきたいなと思っていて、そこが言えないけれども、一応はあるんですというお答えだったということで了解しました。

○田中委員長 レガシーコストにはしないということで。

○壺井執行役員 今のご指摘を踏まえて。私どもも持っている資産については有効に使っていく責任があると思いますので、工夫をしていきたいと思います。

○田中委員長 よろしいでしょうか。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

委員の皆様、何か、今日述べておきたいということはございますか。よろしいですか。

○野村委員 先程ちょっとはみ出して話をしてしまいましたけれども、局舎に関して私はすごい期待しているんですよ。ところが、いろいろな利害が絡んでいるということも漏れ聞きますので、私たちの委員会としても、外野でいろいろ聞こえてくることについて、ポジションをある程度明確化したいと思いますので、そちらに関して少し勉強させていただければ有り難いなと思っています。

○田中委員長 それでは、以上をもちまして、郵政民営化委員会第38回会合を閉会といたします。

次回会合につきましては、また事務局から連絡をしていただきます。

本日の委員会の模様につきましては、この後事務局からブリーフィングをいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。